

助成事業

共同募金配分金助成事業

共同募金配分金を財源として助成事業を行っています。
従来は、緑区内の社会福祉施設・福祉活動団体等への事業費の助成です。

目 的

緑区内の社会福祉施設・福祉活動団体等にその事業活動に必要な経費を補助し、緑区内の社会福祉施設・福祉活動団体等の事業の一層の充実に寄与することを目的としています。

対 象

緑区内の社会福祉施設・福祉活動団体等

実施時期

例年申請時期は4月ごろとなっております。
年度によって異なる場合がありますので、その都度ご確認ください。

<令和6年度共同募金配分金助成事業のご案内>

令和6年度の受付は終了しております。

- ・報告書<エクセル>
- ・報告書の収入欄・支出欄の書き方について<PDF>

ははの箱事業

従来は「ははの箱基金」として名古屋市緑区歯科医師会が名古屋市緑区における社会福祉の振興に寄与することを目的として実施していたものを、平成15年度から名古屋市緑区歯科医師会から用途特定寄付金として本会が寄付を受け実施している事業が「ははの箱事業」です。

目 的

この事業は、名古屋市緑区歯科医師会が名古屋市緑区における社会福祉の振興に寄与することを目的として設置している「ははの箱基金」を財源としています。
同会から寄付を受けた本会が、「ははの箱基金」の趣旨に則り、緑区内の社会福祉施設・福祉活動団体等へ、その事業活動に必要な機材・備品等の購入資金を補助し支援することにより、緑区の社会福祉の推進を図ることを目的としています。

対 象

下記(1)、(2)に該当する施設・団体が、事業や活動のために必要とする機器・設備・機材・備品などを購入するための費用を対象として助成を行います。

(1) 緑区内にある福祉施設・福祉団体

ただし、本会会員に限ります。

ただし、公共の施設及び私立の保育園を除きます。

(2) 緑区内で福祉活動をしているボランティアグループ

ただし、本会ボランティアセンターに登録されている

ものに限りります。

助成件数及び備品数並びに助成限度額

助成件数は1施設・団体等につき原則1件とします。
また、1件あたりの備品数及び助成限度額は、以下のとおりとします。
助成限度額は5万円。(令和6年度より変更いたしました)

- ※ 当該備品の使用目的において必要な周辺機器、設置費等は含むことが出来ます。また本助成の趣旨を鑑み、比較的耐久性のある物品が対象となります。
- ※ 審査の結果、申請額を下回ることもあります。
- ※ 備品数が2品以上の場合でも上限額は変わりません。

実施時期

年度によって異なりますので、その都度ご確認ください。

申し込み方法

申し込みを希望する団体は申請書に必要事項を記入し、見積書及びカタログ、団体の収支状況の分かるもの(収支決算書)を添付のうえ、本会あてにお申込みください。

<令和6年度ははの箱助成事業のご案内>

- ・募集期間：令和6年8月15日(木)～9月5日(木)
- ・申込期限：令和6年9月5日(木)まで（必着をお願いいたします）
- ・申込方法：申請書は窓口にお持ちいただくか、本会宛に郵送またはEメールにてご提出ください。
- ・申請様式：申請書は以下よりダウンロード、印刷をお願いいたします。

「ははの箱事業」について (PDF)

「ははの箱事業」実施要領 (PDF)

「ははの箱事業」助成申請書 (PDF)

「ははの箱事業」助成申請書 記入例 (PDF)

※ダウンロードが難しい場合は本会までお問合せ下さい

- ・その他：令和6年度の変更点について

今年度より助成限度額が5万円までとなりました。また、申請するにあたり団体の収支状況の分かるものを添付していただくことになりました。

助成の決定

提出書類を本会補助事業評価委員会にて選考し、必要に応じて調査等を行ったうえで決定します。

問い合わせ先

ご質問等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

【電話】052-891-7638

【FAX】052-891-7640

【E-mail】クリックするとメール送信できます

[ページ上部へ戻る](#)